

生活保護制度について

<制度のあらまし>

1. 制度の目的（生活保護法、以下法という 第1条）

憲法で保障される生存権を実現するための制度のひとつ。

国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行いその 最低限度の生活を保障する とともに、その 自立を助長する ことを目的とする。

2. 制度の基本原則

(1) 国家責任による最低生活の保障（法第1条）

(2) 無差別平等（法第2条）

(3) 健康で文化的な最低生活の保障（法第3条）

(4) 保護の補足性（法第4条）

- 資産（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）、能力（稼働能力）
その他（公的貸付等）あらゆるものの活用
- 扶養義務者の扶養（民法上、特に夫婦相互間や未成熟の子に対する親には、強い扶養義務が課せられている）
- 他法による給付（老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉、介護保険等の法律）

3. 実施上の原則

(1) 申請保護の原則（法第7条）

申請行為（本人、扶養義務者、同居の親族）を原則とするが、急迫状態にある場合は職権保護を行う。

(2) 基準及び程度の原則（法第8条）

厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う。

(3) 必要即応の原則（法第9条）

年齢、性別、健康状態等必要の相違を考慮し、有効かつ適切に行う。

(4) 世帯単位の原則（法第10条）

例外あり。（世帯分離）

<保護の実施>

1. 保護の要否判定

厚生労働大臣の定める基準（保護基準）によって最低生活費を計算し、収入がその金額を満たしていない場合に保護を行う。

2. 保護の種類と範囲

(1) 生活扶助（原則金銭給付。1か月分を前渡し）

衣食その他の一般的な日常生活を満たすもの、移送費

(2) 教育扶助（原則金銭給付）

義務教育にかかる費用（教科書等、通学用品、給食費等）

(3) 住宅扶助（原則金銭給付）

家賃（共益費は含まない）、地代、補修、維持費

(4) 医療扶助（原則現物給付）

医療費等（診察、薬剤、治療材料、入院、施術、看護、移送等）の全額。社保加入者には自己負担額を扶助（国保は加入できない）

(5) 介護扶助（原則現物給付）

自己負担額を扶助

(6) 出産扶助（原則金銭給付）

(7) 生業扶助（原則金銭給付 収入増加、自立助長が見込める場合）

生業に必要な資金、器具等の購入、技能の取得、就労のために必要なもの、高等学校等修学費

(8) 葬祭扶助（原則金銭給付）

3. 保護基準

(1) 生活扶助

- 個人的経費（第1類 - 年齢別）

飲食物、被服等個人単位に消費する生活費

- 世帯共通経費（第2類 - 世帯人員別）

光熱水費、家具什器費等

- 冬季加算（11～3月 - 世帯人員別）

- 加算

妊産婦、障害者、児童養育、母子等

- 一時扶助

布団、被服、おむつ、家具什器、就労活動促進費等

(2) その他の扶助

㊦ 住宅扶助…一般基準（1、2級地） 13,000円以内

名古屋市基準 35,800円以内

特別基準（1～6人） 46,600円以内

敷金等基準（市内） 233,000円以内

4. 収入認定

(1) 勤労収入

収入－勤労控除＝収入認定額

(2) 事業、農業、その他（年金・手当等）の収入

収入－実費控除＝収入認定額

※収入として認定しないものもあり

- ・ 県在宅重度障害者手当、特別障害者手当の県・市分などのうち
8,000 円以内の額（重複して支給される場合は 17,000 円）

(例図)



○収入のない世帯



○収入のある世帯



(非該当)

【名古屋市におけるモデル世帯の平成26年度最低生活費】

(住宅費を除く)

○標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)

生活扶助	153,860円		
児童養育加算	10,000円	合計	163,860円

○母子2人世帯(母30歳、子9歳(小学生))

生活扶助	118,410円		
母子加算	23,170円		
児童養育加算	10,000円		
教育扶助	2,210円		
学習支援費	2,630円	合計	156,420円

○高齢者単身世帯(68歳)

生活扶助	80,480円
------	---------

※老齢基礎年金額(満額受給の場合) 64,875円/月

<参考：収入認定の例>

○障害者単身世帯(45歳、身体障害者1級、家賃35,800円)

障害基礎年金1級、特別障害者手当2種、
在宅重度障害者手当2種受給中

生活扶助	81,440円		
障害者加算	26,750円		
住宅扶助	35,800円	合計	143,990円

障害基礎年金	80,500円		
特別障害者手当	26,000円	収入認定額	106,500円
(国支給分)			

支給額 37,490円

※特障手当のうち県1,050円、市5,000円

県在重手当6,750円は認定除外

5. 保護施設

(1) 救護施設（厚生院、植田寮）

身体上または精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者が入所し生活扶助を受ける。

(2) 更生施設（植田寮、笹島寮）

身体上または精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者が、入所し生活扶助を受ける。

(3) 医療保護施設（厚生院、聖霊病院）

医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う。

(4) 授産施設（名古屋厚生会館クリーニングセンター）

身体上もしくは精神上または世帯の事情により就業能力の限られている要保護者が、就労または技能習得のために必要な機会と便宜を図り自立をめざす。

(5) 宿所提供施設（熱田荘）

住居のない要保護者の世帯が住宅扶助を受ける。

6. その他

(1) 保護の決定

原則、申請日から14日以内に決定し通知する

(2) 受給中に原則禁止・制限される事項

- 自動車等の運転行為
- 金銭の貸借、借金返済
- 海外渡航、本国への送金
- 年金担保による貸付

※暴力団員は受給不可

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策

◎生活保護法の改正

1. 就労による自立の促進

安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設

2. 健康、生活面等に着目した支援

受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる自らの健康保持及び増進に努めること、また、収入・支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置付け

3. 不正・不適正受給対策の強化等

(1) 福祉事務所の調査権限を拡大

(2) 罰則の引上げ及び不正受給にかかる返還金の上乗せ

(3) 不正受給にかかる返還金について、本人の事前申し出を前提に保護費と相殺

(4) 福祉事務所が必要と認めた場合、その必要な限度で扶養義務者に対して報告を求める

4. 医療扶助の適正化

(1) 指定医療機関制度について、指定（取消）にかかる要件を明確化し指定の更新制を導入

(2) 医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、受給者に対し後発医薬品の使用を促す

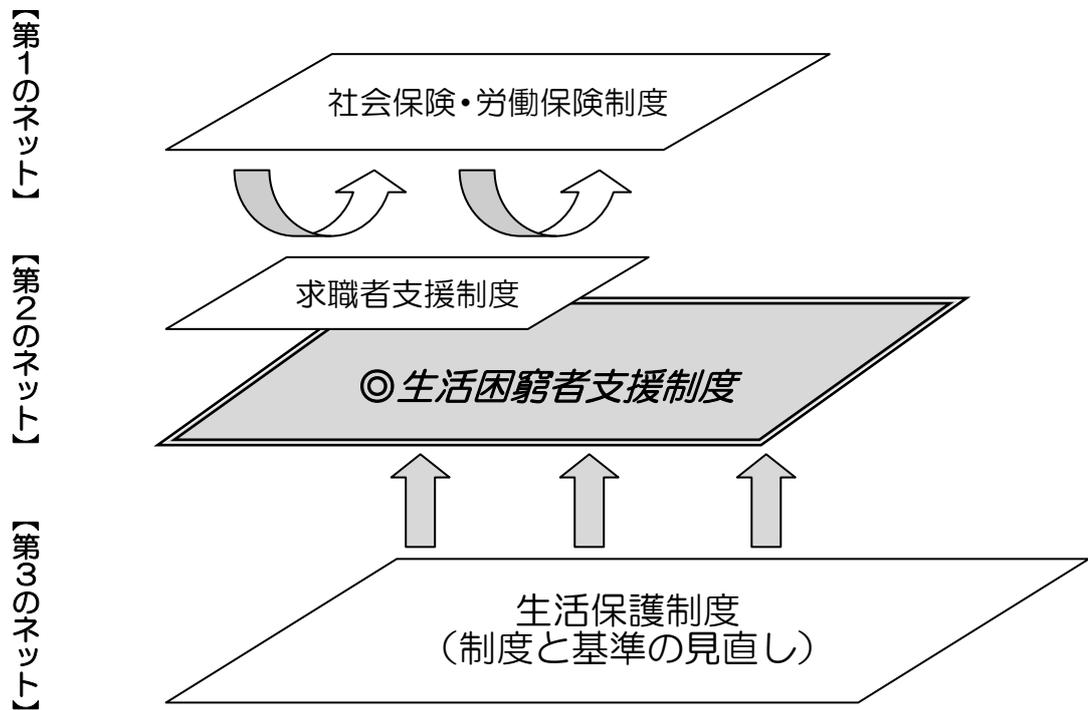
◎保護基準の見直し（H25.8～）

1. 年齢、世帯人員、地域差による影響の調整

2. 平成20年の見直し以降の物価動向の勘案

3. 必要な激変緩和措置の実施

◎生活困窮者自立支援法の施行（H27.4）に伴い、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充



◎法律に規定する事業等

1. 自立相談支援事業
2. 住居確保給付金
3. 就労準備支援事業
4. 一時生活支援事業
5. 家計相談支援事業
6. 学習支援事業その他自立の促進に必要な事業
7. 就労訓練事業（中間的就労の認定）

◎名古屋市生活困窮者自立促進支援モデル事業（H26. 7～）

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターを設置し、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援の3つのモデル事業を一体的に実施